

『(平成25年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説』(令和3年2月16日 第1刷)

頁	訂正箇所	誤	正
125	1. 災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関(平成24年9月19日時点)	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、 原子力安全・保安院 、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、 原子力規制委員会 、防衛省
頁	訂正箇所	誤	正
125	2. 災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関(平成27年4月1日時点)	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務 局 、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監 理 部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務 所 、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監 督 部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
頁	訂正箇所	誤	正
307	1. エレベーターの耐震対策	(2) 機械室なしエレベーターの昇降路内機器と突 起 物に対する保護 装 置	(2) 機械室なしエレベーターの昇降路内機器と突 出 物に対する保護 措 置